

株式会社ライトスタッフ 加盟店規約

第1条(適用)

本利用規約(以下「本規約」といいます。)は、株式会社ライトスタッフ(以下「当社」といいます。)が提供するクレジット取引サービス(以下「本サービス」といいます。)の利用条件を定めるものです。本サービスを利用するすべての者(以下「利用者」といいます。)は、本規約に同意のうえ、本サービスを利用するものとします。

第2条(総則)

当社と第4条に定める加盟店とは、本規約に定めるクレジット取引システムが円滑に運営されかつ十分に効果を発揮し得るように協力するものとします。

第3条(定義)

1. 「提携会社」とは、当社が業務提携した会社または組織に加盟する日本国内および日本国外の会社をいう。
2. 「提携ブランド」とは、当社が加盟または提携するクレジット決済機構・組織をいう。
3. 「提携ブランド会社」とは、提携ブランドに加盟または提携する日本国内および日本国外の会社をいう。
4. 「カード」とは、支払手段として用いられるカード等の証票その他の物または番号、記号その他の符号等のうち、当社所定のものをいう。
5. 「カード番号等」とは、カードを特定するカード番号、有効期限若しくは暗証番号またはセキュリティコード等(割賦販売法(昭和36年法律第159号)(以下、「割賦販売法」という)に定める「クレジットカード番号等」を含む)をいう。
6. 「会員」とは、カードを正当に所持・管理する者をいう。
7. 「信用販売」とは、本契約に定める手続きに基づき、加盟店が会員に対して有償で商品、権利またはサービス(以下、総称して「商品等」という)の提供を行う場合等であって、加盟店が会員からカードの提示を受けたときに、当該商品等の売上代金を直接受領することなく、カードにより当該代金の決済を行い、会員に対して商品等を販売または提供することをいう。
8. 「端末機」とは、カードの有効性確認等を行うための機器のうち当社所定のものをいう。
9. 「売上票」とは、加盟店が信用販売を行う際に作成する商品等の売上代金額その他当社所定の事項を記入する当社所定の帳票をいう。
10. 「クレジットカード・セキュリティガイドライン」とは、クレジット取引セキュリティ対策協議会が策定した「クレジットカード・セキュリティガイドライン」(名称が変更された場合であっても、カード情報等の保護、クレジットカード偽造防止対策またはクレジットカード不正利用防止のために、加盟店等が準拠することが求められる事項を取りまとめた基準として当該クレジットカード・セキュリティガイドラインに相当するものを含む)であって、その時々における最新のものをいう。
11. 「サインレス/PINレス販売」とは、本契約に定める条件下において売上票への署名／暗証番号の入力を省略した信用販売をいう。

第4条(加盟店)

1. 本規約を承認したうえで、当社に加盟を申込み、当社が、加盟を認めた個人、法人及び団体を加盟店とします。
2. 加盟店は、信用販売上で当社が必要と認める事項として、次の各号に掲げる事項を事前に当社所定の方法により当社に届け出し、当社の承認を得るものとします。
 - (1) 氏名、生年月日、住所および電話番号(加盟店が法人(人格のない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含む。)である場合には、名称、住所、電話番号並びに代表者またはこれに準ずる者の氏名および生年月日)
 - (2) 法人番号(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)に定めるものをいう、以下同じ)
 - (3) 信用販売を実施する店舗および施設(以下、「カード加盟店」という)
 - (4) 売上代金を振り込む金融機関口座
 - (5) 第10条(信用販売の方法)第2項に基づき加盟店が講じる不正利用防止措置の内容
 - (6) 第27条(カード番号等の適切な管理)第1項に基づき加盟店が講じる措置の内容
 - (7) その他、信用販売を行う上で当社が必要と認める重要な事項であって当社が指定した事項
3. 加盟店に代わり、加盟店以外の者(提携会社に所属する営業等担当者等)が本サービスの申込みを行うことを「申込代理」といい、行う者を「申込代理者」とします。申込代理者は、加盟店の承諾のもと、申込代理を行う旨表明することにより、申込代理の権限を有するものとみなし、加盟店について前条に定める事項を正確かつ遺漏なく届け出ることとし、届け出た事項により本サービスにおいての加盟店の不利益を回避するよう配慮に努めるものとします。
4. 加盟店は、カード加盟店を指定し、当社所定の方法により、あらかじめ当社に届け出るものとします。
5. 加盟店は、本規約に従い、信用販売を行うカード取扱店舗内外の見易いところにクレジットカード会社(以下「カード会社」という)指定の加盟店標識を掲示するものとします。
6. 加盟店は、クレジットカード(以下「カード」という)の取扱及び加盟店の業務内容等について、当社より資料の請求があった場合、速やかにその資料を提出するものとします。
7. 加盟店は、カードの適正な普及向上に協力するものとします。
8. 加盟店は、会員のカード利用促進のため加盟店の個別の了解なしに印刷物等に加盟店及びカード取扱店舗の名称、標章及び所在地等を掲載することをあらかじめ承諾するものとします。
9. 加盟店は当社を代理人としてカード会社に対して加盟店契約を申し込むものとします。
10. 加盟店は当社に対して以下の事項につき包括的に代理する権限を授与するものとします。
 - (1) カード会社との加盟店契約の締結および一切の覚書の締結
 - (2) 加盟店契約に関連するカード会社との間の一切の取引
 - (3) 信用販売の申込の意思表示の受領
 - (4) 加盟店に関するカード会社への届出
 - (5) 加盟店の申請
 - (6) その他、加盟店及び当社が合意し、カード会社が承認した業務
11. 加盟店は、当社およびカード会社が締結する加盟店契約において、加盟店の義務としている事項に関し、全て遵守するものとします。
12. 加盟店は、当該代金債権の譲渡に関して、当社およびカード会社に一切の迷惑を掛けないことを約束します。また、加盟店は当社がカード会社より代金債権を回収することに異議を唱えません。
13. 加盟店は、本契約に基づき信用販売を開始する時点において、加盟店が第10条(信用販売の方法)、第13条(不正利用等発生時の対応)、第41条(カード番号等の取引情報保護)から第43条(事故時の対応)までを遵守するための体制を構築済みであることを、当社に対して表明し、保証するものとします。
14. 加盟店は、端末機について必要に応じて保守を行い、また、修理等する必要が生じた場合は、加盟店の責任を持って迅速に対応するものとします。
15. 加盟店は、本契約に基づき負担すべき公租公課がある場合には、これを負担するものとします。

16. 加盟店は、当社所定の方法で通知または公表する取引実務に関する規定を確認し、これを遵守する。また、本契約に付帯する特約がある場合は、当該特約の規定も遵守するものとします。
17. 加盟店は、当社が通知する提携ブランドが定める規則を遵守するものとします。
18. 当社が申込みを承諾した時点で、当社と申込者との間に利用契約が成立するものとします。

第5条(取扱商品)

1. 加盟店は、取扱商品等の概要について、原則として事前に当社に届け出るものとし、当社およびカード会社の承認を得るものとします。なお、当社およびカード会社の承認を得た後に、取扱商品等の内容を変更する場合においても同様とします。
2. 加盟店は、当社およびカード会社の承認を得た後においても、両社より取扱商品等について、取り扱い中止要請があった場合は、その指示に従うものとします。
3. 加盟店は、本規約に基づく信用販売においては、以下の商品を取り扱うことはできないものとします。
 - (1) 金券、金地金または有価証券
 - (2) 公序良俗に反するもの、またはおそれのあるもの
 - (3) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、医療品医療機器等法その他の関連法令の定めに違反するもの、またはそのおそれのあるもの
 - (4) 第三者の肖像権、著作権、知的財産権、その他権利などを侵害するもの、またはそのおそれのあるもの
 - (5) 当社またはカード会社が加盟店に対し通知し、または当社もしくはカード会社のWEBサイトへの掲載その他合理的方法により公表した、加盟店における取扱を禁止した商品等
 - (6) カード会社の規約等により取り扱いが禁止されるもの
 - (7) 会員との紛議もしくは不正使用の実態等に鑑み、当社またはカード会社のブランドイメージ保持の観点から両社が不当と判断したもの
 - (8) その他、当社またはカード会社が不適当と判断したもの
4. 加盟店は、原則として旅行商品、酒類、その他の販売または提供にあたり許認可を得るべき商品等の信用販売をする場合は、あらかじめ当社およびカード会社にこれを証明する関連証明書類を提出し、両社の承諾を事前に得るものとします。また、加盟店が前期の許認可を喪失した場合は、直ちにその旨を両社に通知し、当該商品等の信用販売を取り扱わないものとします。
5. 加盟店は、両社が承認した場合以外は、ギフトカード・商品券・印紙・切手および当社およびカード会社が別途指定する商品等について信用販売を行わないものとします。

第6条(費用負担について)

加盟店は、保守外の端末修理費用、端末情報の変更に係る費用について、当社が請求する金額を当社が指定する期日までに支払うものとします。なお、支払われた代金は当社または加盟店が本契約を解約または削除した場合にも返還されないものとします。

第7条(届出事項の変更)

1. 加盟店は、当社に対して届け出た商号、代表者、所在地、電話番号、売上代金振込金融機関口座、カード取扱店舗、業種、販売方法、その他加盟申込書に記載した諸事項に変更(追加を含む)が生じた場合には、当社所定の方法をもって、遅滞なく当社に届け出て、当社の承認を得るものとします。
2. 加盟店は、前項の届出及び承認がないために通知、送付書類または振込金、その他が延着したまたは到着しなかったとしても、通常到着すべき時に加盟店に到着したものとみなすことに異議ないものとします。
3. 当社は、加盟店に対し、別に指定する事項につき定期的に報告を求めることができるものとします。

第8条(信用販売)

1. 加盟店は、会員がカードを提示して物品の販売、サービスの提供等を求めた場合、本規約に従い、カード取扱店舗において会員に対して信用販売を行うものとします。

第9条(信用販売の種類)

加盟店は、1回払い販売以外の信用販売の種類については、当社が承認した場合のみ取り扱うものとします。ただし、日本国外の会社が発行するカードについては1回払い販売のみとします。

第10条(信用販売の方法)

1. 加盟店は、会員がカードを提示して信用販売を要求した場合、カード会社指定の方法で信用販売の承認を得るものとします。なお、カード会社の承認は、当該信用販売の申し込み者が会員本人であることをカード会社が保証するものではないことを、加盟店は承諾するものとします。
2. 加盟店は、信用販売を行うにあたって割賦販売法に定める基準に従い、善良な管理者の注意をもって、次の各号に掲げ津事項を確認し、クレジットカード・セキュリティガイドラインに掲げられた措置に基づいて当該信用販売が偽造カードの利用、その他カード番号等の不正利用に該当しないことを確認しなければならない。
 - (1) 提示されたカードの有効性
 - (2) カード例自社とカード名義人との同一性

第11条(サインレス/PINレス販売)

1. 加盟店は、カード会社が事前に承認した対象店舗・売場・商品等についてのみ、サインレス/PINレス販売を行うことができる。
2. 加盟店は、第1項の対象店舗内に設置された端末機を利用して、サインレス/PINレス販売を行う。
3. 加盟店は、サインレス/PINレス販売の取扱金額にかかわらず、取扱いの全件について、端末機によりカード会社の承認を取得する。
4. 加盟店は、端末機の故障または回線の障害等により、サインレス/PINレス販売ができない場合、すべて第10条(信用販売の方法)の定めに従い信用販売を行う。
5. 会員の一回あたりのサインレス/PINレスの販売限度額は、1万五千円以内とする。この限度額を超える場合については、すべて第10条(信用販売の方法)が適用される。
6. 加盟店は、所定の売上票にかえて、端末機より発行されるカード取扱用受領書(端末機専用売上票)を会員に発行する。また、カード取扱用受領書(端末機専用売上票)には、会員番号、カード会社名、利用明細、利用合計額、利用年月日、支払種別および加盟店の社名(営業店名)を必ず明記する。

第12条(信用販売における遵守事項)

1. 加盟店は、信用販売を行うにあたり、当社およびカード会社所定の事項を遵守する。
2. 加盟店は、信用販売を行った場合、遅滞なく会員に対して売上票の控え並びに割賦販売法およびその施行規則等に定められる事項等を当該法令に定める方法により情報提供する。また、会員からの求めがある場合は、同様の事項等が記載された書面を交付する。
3. 加盟店は、信用販売を行った場合、売上票を作成し、売上票には承認番号等当社所定の事項を記載する。
4. 加盟店は、信用販売を行った場合、直ちに会員に対し、商品等の引渡しまたは提供をする。ただし、売上票記載の売上日に引渡しまたは提供することができない場合は、会員に対し、第2項に準じて提供時期等を通知する。
5. 加盟店は、当社およびカード会社が、会員のカード使用状況等の調査を依頼した場合、当社およびカード会社所定の期日以内に回答する。
6. 加盟店は、第4条(加盟店)に定めるとおり、加盟店自身が商品等の提供を行う場合のみカードにより当該商品等の代金の決済を行い、加盟店以外の第三者が商品等の提供を行う場合はカードにより当該商品等の代金の決済を行ってはならない。

第13条(不正利用等発生時の対応)

1. 加盟店は、カードの利用等について不審と思われる場合等、当社所定の事象が発生した場合は、カード提示者に対する信用販売を行わず、当該カードを回収、保管の上、直ちにその事実を当社に連絡する。
2. 加盟店は、その行った信用販売につき、不正利用がなされた場合には、必要に応じて、遅滞なく、自らの負担でその是正および再発防止のために必要な調査を実施し、当該調査の結果に基づき、是正および再発防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実施する。
3. 加盟店は、第2項の場合には、直ちにその旨を当社に対して報告すると共に、遅滞なく、第2項の調査の結果並びに是正および再発防止のための計画の内容並びにその策定および実施のスケジュールを報告する。
4. 加盟店は、第1項に該当する事象または不正利用が発生した場合、必要に応じて、加盟店の所在する所轄警察署へ当該売上に対する被害届を提出する。

第14条(会員との紛議)

1. 信用販売により加盟店が提供等した商品等に関して、性能上、アフターサービス上、販売上等で何らかの紛議が生じた場合、加盟店は、その負担と責任において、当該紛議を遅滞なく処理する。
2. 第1項の会員との紛議に関して、会員が当社、提携会社または提携ブランド会社に対する売上代金の支払を拒否または滞らせた場合、加盟店は、直ちに当該抗弁事由の解消に努める。
3. 加盟店と会員との間で第1項に定める紛議が生じた場合、当社は加盟店に対し、売上票等の提出、事実確認および原因究明等の調査を依頼することができ、加盟店は、当社所定の期日以内に提出または回答する。
4. 第3項に基づく調査により、当社が加盟店に対し紛議の再発防止のために必要な措置を講じることを求めた場合、加盟店は、再発防止のために必要な措置を講じる。
5. 第2項に該当する場合、加盟店に対する売上債権の支払は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 当該売上債権が支払前の場合には、当社は、当該売上債権の支払を留保または拒絶することができる。
 - (2) 当該売上債権が支払済の場合には、加盟店は、当社の選択により、当社の請求があり次第直ちに返還するか、または第19条(売上債権の支払方法)に基づき加盟店に対して次回以降に支払う売上債権総額から当該売上債権を差引くことにより返還する。
 - (3) 当該抗弁事由が解消した場合には、当社は、加盟店に当該売上債権を支払う。なお、この場合には、当社は加盟店に対して遅延損害金を支払う義務は負わない。

第15条(地位の譲渡の禁止等)

1. 加盟店は、本規約に基づく契約上の地位を第三者に譲渡できないものとします。
2. 加盟店は、本規約に基づき加盟店が当社に対して有する債権を第三者に譲渡、買入れ等できないものとします。

第16条(売上債権の請求)

1. 加盟店は、第12条(信用販売における遵守事項)に基づき作成した売上票を、当社所定の期日・方法で提出することにより、売上債権の請求を行う。
2. 第1項の売上債権の請求は、当該売上票および売上集計票が当社に到着したときにその効力を生ずる。
3. 加盟店は、信用販売の対象となる加盟店の会員に対する売上債権および第2項に基づき発生する加盟店の当社に対する売上債権請求権を第三者に譲渡できない。
4. 売上票が当社所定の期日に到着しなかった場合、加盟店は当社所定の基準に従い責任を負い、第21条(売上債権の返還等)の規定により処理されても何らの異議を唱えない。

第17条(売上債権の支払方法)

1. 第16条(売上債権の請求)の請求に基づく当社の加盟店に対する売上債権の支払いは、当社所定の期日に売上代金の総額より第18条(手数料等)の手数料を差し引いた金額を加盟店の指定金融機関口座へ振込むことにより支払う。
2. 加盟店が当社に送付した売上票が、本契約に違反している場合には、当社は、当該売上債権の支払を拒絶することができる。
3. 加盟店から提出された売上票の正当性に疑義がある場合、加盟店は、正当性を証明できる資料を提出する等当社およびカード会社の調査に協力する。また、その調査が完了するまで、当社は、加盟店に対する当該売上代金の支払を留保できる。なお、この場合には、当社は加盟店に対して遅延損害金を支払う義務は負わない。

第18条(手数料等)

加盟店は、カードによる信用販売額に対して、当社所定の料率により計算した加盟店手数料を当社に対して支払うものとします。(円未満切り捨て)

第19条(商品等の所有権の移転)

1. 加盟店が、会員に対し信用販売により販売した商品等の所有権は、当社が、第17条(売上債権の支払方法)に基づき、当該売上代金の売上債権を加盟店に支払った時に加盟店より当社に移転する。ただし、第20条(取消処理)および第21条(売上債権の返還等)により、当社が売上債権の返還を受けた時は、当該商品等の所有権は加盟店に戻る。
2. 加盟店が、会員以外の者に対し、誤って信用販売を行った場合(偽造カードの使用等)でも、当社が、当該売上代金の売上債権を加盟店に支払った場合には、当該商品等の所有権は、当社に移転する。なお、この場合にも第1項ただし書の規定を準用する。
3. 加盟店は、信用販売により提供等した商品等の所有権が加盟店に属する場合でも、当社が必要に応じて、加盟店に代わって商品等を回収できることを、あらかじめ承諾する。

第 20 条(取消処理)

1. 会員から商品等の購入の取消、返品、変更またはクーリングオフ等の申出があり、加盟店がこれを受け入れる場合は、カード会社所定の手続きを行う。
2. 当社は、第 1 項の手続きを加盟店が行ったことを当社が確認できたときは、直ちに当該売上票に係る加盟店に対する売上債権の支払を停止する。また、当該売上債権が支払済の場合は、加盟店は、当社の選択により、当社の請求があり次第直ちに返還するか、または第17 条(売上債権の支払方法)に基づき加盟店に対して次回以降に支払う売上債権総額から当該売上債権を差し引くことにより返還する。

第 21 条(売上債権の返還等)

加盟店が、次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、当社は、加盟店からの第16 条(売上債権の請求)に基づく請求に対する売上債権の支払を拒絶することができ、当社が当該売上債権を支払済の場合には、加盟店は、当社の選択により、当社の請求があり次第直ちに返還するか、または第17 条(売上債権の支払方法)に基づき加盟店に対して次回以降に支払う売上債権総額から当該売上債権を差し引くことにより返還する。

- (1) 売上票が正当なものでないとき
- (2) 売上票の記載内容が不実不備であるとき
- (3) 第 10 条(信用販売の方法)、第 11 条(サインレス/PINレス販売)、第 12 条(信用販売における遵守事項)または第 13 条(不正利用等発生時の対応)第1項に違反して 信用販売をしたとき
- (4) 第 11 条(サインレス/PINレス販売)の方法によりサインレス/PINレス販売をした場合であって、次のいずれかの事由に該当するとき
 - ① 会員以外の第三者がカードを利用したとき
 - ② 会員から自己利用でない旨の申し出が当社または会員の所属するカード会社にあったとき
- (5) 第14 条(会員との紛議)の会員との紛議が解消しないとき当社が判断したとき
- (6) 第14 条(会員との紛議)第3項または第17 条(売上債権の支払方法)第3項の調査(当社が求める資料の提出を含む)に協力しないとき
- (7) 第16 条(売上債権の請求)第1項に違反し、または第4項の事態が生じたとき
- (8) 加盟店(役員、従業員およびその関係者を含む)が保有するカードを使用して信用販売を行った場合であって、当社が不適切と判断したとき
- (9) 会員が取消処理の申出をしたにもかかわらず、信用販売の取消処理を行わないとき
- (10) その他、本契約または取引実務に関する規定に違反して信用販売を行ったことが判明したとき

第 22 条(契約の変更)

当社はお客様にあらかじめ通知することなく、いつでも本利用規約を変更することができるものとします。

規約に変更があった場合、ライトスタッフのホームページ(<https://www.rscredit.co.jp/>)での告知および、所定の方法により加盟店にその内容を通知するものとし、ライトスタッフが加盟店に変更事項を通知し、加盟店がその後会員に信用販売を行ったときに、加盟店は変更を承認したものとします。

第 23 条(信用販売の円滑な実施)

加盟店は、有効なカードを提示した会員に対し、その取扱いを拒絶したり、直接現金での支払いを要求したり、カードブランドを指定して要求したり、現金販売の場合と異なる代金を請求する等、カードの円滑な使用を妨げる何らの制限も行うことができないものとします。

第 24 条(商品等の引き渡し)

加盟店は、信用販売を行った場合、直ちに会員に対し、商品の引き渡し、サービスの提供をするものとします。ただし、売上票記載の売上日に引き渡しまたは提供することができない場合は、会員に対し、書面をもって引き渡し時期等に通知するものとします。

第 25 条(信用販売額の制限)

1. 当社が加盟店に会員 1 人当たり 1 回につき信用販売できる金額を別途通知した場合、信用販売できる金額は当該金額の範囲内とします。ここで 1 回の信用販売の限度額とは、同一日、同一売場における販売額の総額とします。また、当社が認めた商品については個別に信用販売額の限度額を定め、通知する場合があります。
2. 前項にかかわらず、当社は、信用販売限度額を引き下げることができ、加盟店は、当社より変更の通知があった場合は、その限度額を適用されることに異議ないものとします。
3. 加盟店は、前二項の信用販売限度額を超えて、信用販売を行う場合には、事前に当社の承認を得たうえで、売上票の承認番号欄にカード会社所定の承認番号を記入するものとします。
4. 前項に反し、加盟店が、信用販売限度額を超えて信用販売をおこなった場合には、加盟店は、当該信用販売の代金金額について一切の責任を負うものとします。

第 26 条(無効カードの取扱い)

1. 加盟店は、当社から、紛失・盗難等の理由により無効とする旨の通知を受けたカード及び明らかに偽造、変造、模造もしくは破損と判断できるカードでは、信用販売を行わないものとし、当該カードの回収、保管のうえ、直ちにその事実を当社に連絡するものとします。
2. 加盟店は、前項に違反して信用販売を行った場合、当該代金全額について責任を負うものとします。
3. 第 1 項のカードに起因する売上票等が発生した場合、加盟店は、必要に応じて、加盟店の所在する所轄警察署へ当該売上に対する被害届を提出するものとします。

第 27 条(法令遵守)

本規約に基づく信用販売に関し、会員に対して掲示する広告その他の書面並びに信用販売方法について、加盟店は、割賦販売法、特定商取引法、景品表示法、消費者契約法その他の法令等を遵守するものとします。

第 28 条(商品の所有権の移転)

1. 加盟店が、会員に対し信用販売した商品の所有権は、当社が、第 17 条(売上債権の支払い方法)の規定に基づき、当該代金を支払ったときに加盟店より当社に移転するものとします。ただし、第 29 条(健全な販売の維持に関する責任)により、当社が売上債権の返還を受けた時は、商品の所有権は加盟店に戻るものとします。
2. 加盟店が会員以外の者に対し、誤って信用販売を行った場合(偽造カードの使用等)でも、当社が、加盟店に対し、当該売上債権を支払った場合には、当該商品の所有権は、当社に帰属するものとします。なお、この場合にも第 1 項ただし書の規定を準用するものとします。

3. 信用販売した商品の所有権が、加盟店に属する場合でも、当社が、必要に応じて、加盟店に代わって商品を回収できることを加盟店は、あらかじめ承諾するものとします。

第 29 条(健全な販売の維持に関する責任)

1. 加盟店が、以下の事由に該当する場合には、当社は、加盟店からの第 16 条(売上債権の請求)に基づく請求に対する売上債権の支払いを拒絶することができ、当社がその売上債権を支払い済みの場合には、加盟店は、当社に対して、直ちに返還するものとするものとします。
 - (1) 売上票が正当なものでない時
 - (2) 売上票の記載内容が不実不備である時
 - (3) 第 8 条(信用販売)第 2 項に反して信用販売をした時
 - (4) 第 10 条(信用販売の方法)、第 23 条(信用販売の円滑な実施)、第 24 条(商品等の引渡し)に反して信用販売をした時
 - (5) 第 26 条(無効カードの取扱い)に反して無効カードの利用者に対して信用販売をした時
 - (6) 第 16 条(売上債権の請求)第 1 項の規定に反し、または第 2 項の事態が生じた時
 - (7) 第 17 条(売上債権の支払い方法)第 3 項または第 20 条第 3 項の調査(当社が求める資料の提出を含む)に加盟店が協力しない時
 - (8) 第 14 条(会員との紛議)の会員との紛議が解消しないと当社が判断した時
 - (9) その他加盟店が本規約に反して信用販売を行ったことが判明した時
2. 前項に該当した場合、カード会社は、当該売上票に取消表示をして、加盟店に返却します。また、売上債権が支払い済みであるにもかかわらず、加盟店が、売上債権を返還しない場合には、当社は、次回以降の第 16 条に基づき加盟店に対して支払う支払金総額から当該代金を差し引けるものとします。

第 30 条(解約)

1. 加盟店または当社が、書面により 3 ヶ月以上の予告期間をもって、相手方に通知することによって、本契約は、解除できるものとします。
2. 加盟店は、サービス申込から 60 か月以内に、サービスの解約をする場合は、理由の如何を問わず、当社が定める違約金(1 端末につき 50,000 円(税抜))を加盟店が負担するものとする。ただし、解約が当社の責めに帰すべき事由に起因する場合はこの限りでない。また、加盟店は、当社が加盟店に対し、違約金について別途通知した場合においては、本項にかかわらず、違約金について当該通知に従うものとする。
3. 前項の規定にかかわらず、当社は、端末設置後 6 か月継続して端末の稼働がない場合または、直前 1 年間に信用販売を行っていない場合、予告することなく本契約を解約できるものとします。なお、サービス申し込みから 60 か月未満の場合は、当社が定める違約金(1 端末につき 50,000 円(税抜))を支払うものとする。

第 31 条(契約の解除)

加盟店が、下記事項に該当する場合、当社は、加盟店に対し、無催告で、直ちに本契約を解除できるものとします。その場合、加盟店は、事由の如何を問わず、当社に生じた損害を賠償するものとします。

- (1) 加盟店の届出書類等に虚偽の申請があったことが判明したとき
- (2) 第 6 条(費用負担について)に違反して負担費用を支払わなかったとき
- (3) 第 4 条(加盟店)第 17 項に定める、提携ブランドが定める規則に違反したとき
- (4) 第 12 条(信用販売における遵守事項)に違反して当社に変更届出を行わなかったとき
- (5) 第 5 条(取扱商品等)第 4 項で禁止した商品等を取り扱っているとき
- (6) 第 10 条(信用販売の方法)、第 11 条(サインレス/PINレス販売)または第 12 条(信用販売における遵守事項)に違反して信用販売を行ったとき
- (7) 第 13 条(不正利用等発生時の対応)、第 41 条(カード番号等の取引情報保護)から第 46 条(是正改善計画の策定と実施)までに定める義務に違反したとき
- (8) 第 14 条(会員との紛議)、第 17 条(売上債権の支払方法)に定める調査に応じないとき、当社が依頼した資料を当社所定の期日以内に提出しないとき、または再発防止体制に必要な措置を講じないとき
- (9) 第 14 条(会員との紛議)、第 17 条(売上債権の返還等)に違反して売上債権の返還に応じなかったとき
- (10) 第 15 条(地位の譲渡の禁止等)に違反して本契約上の地位を第三者に譲渡等したとき
- (11) 手形・小切手不渡り、銀行取引停止、差押え等の滞納処分または破産、民事再生手続き等の申立てをし、若しくは受ける等加盟店の信用状態に重大な変化が生じたと当社が認めたとき
- (12) 監督官庁より処分、行政指導、命令、営業登録の取消等または営業の停止を受けたとき
- (13) 本契約以外の加盟店・当社間で締結する契約(本契約に付帯する特約がある場合は、当該特約も含む)のいずれか一つでも解除されたとき
- (14) 提携会社および提携ブランド会社との取引に係る場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明したとき
- (15) 加盟店の営業または業態が公序良俗に反していると当社が判断したとき
- (16) 会員等からの苦情等により当社が加盟店として不適当であると判断したとき
- (17) 加盟店届出の店舗所在地に店舗が実在しないとき
- (18) 加盟店から提出された売上票の正当性に疑義があり、当社が加盟店として不適当と認めたとき
- (19) 当社が加盟店契約を有する他の販売業者または役務提供事業者との比較において、加盟店が取り扱った信用販売に係る売上のうち、不正利用による売上の割合が高いと当社が判断したとき
- (20) 加盟店が取り扱った信用販売に係る売上が、会員の換金目的による利用の割合が高いと当社が判断したときまたは会員の利用が換金目的であることが明らかである場合に、加盟店が当該換金行為に加担する等、不適切な信用販売を行っているときと当社が判断したとき
- (21) 加盟店の故意、過失の有無にかかわらず、取引情報が第三者に提供、開示されまたは漏洩する事故が生じたと当社が判断したとき
- (22) 加盟店(役員、従業員およびその関係者を含む)が保有するカードを使用して信用販売を行った場合であって、当社が不適切と判断したとき
- (23) その他加盟店が本契約または取引実務に関する規定に違反し、若しくは加盟店が信用販売を行うことが不適切であると当社が判断したとき

第 32 条(契約終了後の処理)

1. 第 32 条(解約)および第 33 条(契約の解除)により、本契約が終了した場合でも、契約終了日までに行われた信用販売等は有効とし、加盟店及び当社は、当該信用販売等を本規約に従い取扱うものとします。ただし、加盟店、当社間で別途合意がある場合は、この限りではないものとします。
2. 当社が、前条により本契約を解除した場合、当社は、会員から当該売上債権の支払を受けるまでは、加盟店に対する売上債権の支払を留

- 保することができるものとします。また、当社が、会員からの支払いを受けることができないと判断した場合には、売上債権の支払いを拒絶することができるものとし、既に支払済みの場合には、加盟店は、当該売上債権を即時返還するものとします。
3. 加盟店は、本契約が終了した場合には、直ちに加盟店の負担と責任において、すべての加盟店標識等を取り外すとともに、カード会社より交付された売上票、売上集計票等の販売関係書類や販売用具等をすみやかにカード会社に返還するものとします。なお、端末機を設置している場合には、当社所定の方法により従うものとします。
 4. 第32条(解約)および第33条(契約の解除)またはその他の事由により、本契約が終了した場合でも、第18条(手数料等)、第41条(カード番号等の取引情報保護)第1項、同条第3項、第43条(業務の委託)第5項、第48条(反社会勢力との取引)第5項、第49条(損害賠償責任)、第51条(準拠法)および第52条(合意管轄裁判所)の規定は存続するものとします。

第33条(加盟店情報の収集及び利用等)

1. 加盟店及びその代表者または当社に加盟店契約の申込みをした個人・法人・団体及びその代表者(以下併せて「加盟店等」という)は、当社が本項(1)に定める加盟店等の情報につき必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意します。
 - (1) 本契約を含む当社と加盟店等との間の加盟申込審査および加盟後の管理等取引上の判断のために、次の加盟店等の情報(代表者の個人情報を含む。以下、「加盟店情報」という)を収集、利用すること。
 - ① 加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、代表者の住所、代表者の生年月日、代表者の電話番号等加盟店等が本契約に基づき届け出た事
 - ② 加盟申込日、加盟承認日、端末機番号、取扱商品、販売形態、業種等の加盟店等と当社の取引に関する事項
 - ③ 加盟店のカードの取扱状況
 - ④ 当社が収集した加盟店等のクレジット利用履歴
 - ⑤ 加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項
 - ⑥ 当社が適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
 - ⑦ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
 - (2) 次の目的のために、加盟店情報を利用すること。ただし、加盟店が本号②に定める営業案内について中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止する。(中止の申出は当社のお問い合わせ窓口へ連絡する。)
 - ① 当社が本契約に基づいて行う業務
 - ② 宣伝物の送付等当社または他の加盟店等の営業案内
 - ③ 当社のクレジットカード事業、その他当社の事業(当社定款記載の事業をいう)における新商品、新機能、新サービス等の開発
 - (3) 本契約に基づいて行う業務を第43条(業務の委託)に基づき第三者に委託する場合に業務の遂行に必要な範囲で、加盟店情報を当該委託先に預託すること。
 2. 加盟店等は、当社、当社と加盟店情報に関して提携したカード会社、または当該カード会社と同様に提携したカード会社(以下、「提携カード会社」という)が加盟申込審査および加盟後の管理等取引上の判断のために、第1項(1)①②③④の加盟店情報を共同利用することに同意する。なお、本項に基づく共同利用に係わる加盟店情報の管理に責任を有する者は当社とする。(当社は提携カード会社を次のホームページに掲載する。)
- ホームページアドレス: <https://www.rscrcard.co.jp/terms/>

第34条(加盟店情報交換制度について)

1. 加盟店等から収集した情報の報告および利用について
加盟店情報交換制度加盟会員会社(以下、「JDM会員」という)は、加盟店契約の申込みを受けた際の加盟店審査並びに加盟店契約締結後の加盟店調査、加盟店に対する措置および取引継続に係る審査等の目的のため、本条第2項(2)「共同利用する情報の内容」に定める各号の情報を収集・利用し、加盟店情報交換センター(以下、「JDMセンター」という)へ報告し、JDM会員によって共同利用する。
2. 加盟店情報の共同利用
 - (1) 共同利用の目的
割賦販売法に規定される認定割賦販売協会の業務として運用される加盟店情報交換制度において、加盟店による利用者等の保護に欠ける行為(その疑いがある行為および当該行為に該当するかどうか判断が困難な行為を含む)に関する情報および利用者等を保護するために必要な加盟店に関する情報、並びにカード番号等の適切な管理およびカード番号等の不正な利用の防止(以下、「カード番号等の適切な管理等」という)に支障を及ぼす加盟店の行為に関する情報およびカード番号等の適切な管理等に必要な加盟店に関する情報を、当社がJDMセンターに報告することおよびJDM会員に提供され共同利用することにより、JDM会員の加盟店契約時または途上の審査の精度向上を図り、悪質加盟店の排除をするとともにカード番号等の適切な管理等を推進し、クレジット取引の健全な発展と消費者保護に資することを目的とする。
 - (2) 共同利用する情報の内容
 - ① 個別信用購入あっせん取引における、当該加盟店等に係る苦情処理のために必要な調査の事実および事由
 - ② 個別信用購入あっせんに係る業務に関し利用者等の保護に欠ける行為をしたことを理由として個別信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事由
 - ③ 加盟店契約における、当該加盟店等によるカード番号等の適切な管理等を図るために必要な調査の事実および事由
 - ④ 加盟店契約における、当該加盟店等によるカード番号等の適切な管理等のための措置が、割賦販売法に定める基準に適合せず、または適合しないおそれがあると認めて当該加盟店に対して行った措置(加盟店契約の解除を含む)の事実および事由
 - ⑤ 利用者等の保護に欠ける行為に該当したもの(該当すると疑われるまたは該当するかどうか判断できないものを含む)に係る、JDM会員・利用者等に不当な損害を与える行為に関する客観的事実である情報
 - ⑥ 利用者等(契約済みのものに限らない)からJDM会員に申出のあった内容および当該内容のうち、利用者等の保護に欠ける行為であると判断した情報(当該行為と疑われる情報および当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報を含む)
 - ⑦ 加盟店が行ったカード番号等の適切な管理等に支障を及ぼす行為に関する情報
 - ⑧ 行政機関が公表した事実とその内容(特定商取引に関する法律等について違反または違反するおそれがあるとして、公表された情報等)について、JDMセンターが収集した情報
 - ⑨ 上記の他利用者等の保護に欠ける行為に関する情報
 - ⑩ 前記各号に係る当該加盟店の氏名、住所、電話番号および生年月日(法人の場合は、名称、住所、電話番号、法人番号並びに代表者の氏名および生年月日)。ただし、上記⑥の情報のうち、当該行為が行われたかどうか判断することが困難な情報については、氏名および生年月日(法人の場合は、代表者の氏名および生年月日)を除く。
 - (3) 保有される期間

本条第2項(2)の情報は、登録日(③および⑦)にあつては、当該情報に対応する④の措置の完了または契約解除の登録日)から5年を超えない期間保有される。

3. 加盟店情報を共同利用する共同利用者の範囲
一般社団法人日本クレジット協会会員であり、かつJDM会員である、包括信用購入あっせん業者、個別信用購入あっせん業者、クレジットカード番号等取扱契約締結事業者およびJDMセンター
ホームページ：<https://www.j-credit.or.jp/>
※JDM会員は、一般社団法人日本クレジット協会のホームページに掲載する。
4. 制度に関するお問い合わせ先および開示の手続き
加盟店情報交換制度に関するお問い合わせおよび開示の手続きについては、本条第5項JDMセンターまで申し出る。
5. 運用責任者
一般社団法人日本クレジット協会 加盟店情報交換センター(JDMセンター)
住 所：東京都中央区日本橋小網町14-1 住生日本橋小網町ビル
電話番号：03-5643-0011(代表)
なお、JDMセンターの代表者は当社所定のウェブサイトで公表します。

第35条(加盟店情報の開示、訂正、削除)

1. 加盟店等は、当社お問い合わせ窓口に対して、当社が保有する加盟店情報を開示するよう請求することができる。
2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じる。

第36条(加盟店情報の開示、訂正、削除)

1. 加盟店等は、当社及び加盟店情報交換センターに対して、当社及び加盟店情報交換センターが保有する加盟店情報を開示するよう請求することができます。なお、開示請求の窓口は以下のとおりとするものとします。
(1) 当社への開示請求：当社お問い合わせ窓口へ
(2) 加盟店情報交換センターへの開示請求：前条に記載の加盟店情報交換センター窓口へ
2. 万一登録内容が不正確または誤りであることが判明した場合には、当社は速やかに訂正または削除に応じるものとします。

第37条(加盟店情報の取扱いに関する不同意)

当社は、加盟店等が加盟申込に必要な事項の記載を希望しない場合、または第35条(加盟店情報の収集および利用等)から第38条(加盟店情報の開示、訂正、削除)までに定める加盟店情報の取扱いについて承諾できない場合は、加盟を断ることや解約の手続きをとることがある。なお、第35条第1項(2)②に定める営業案内に対する中止の申出があつても、加盟を断ることや解約の手続きをとることはない。

第38条(契約不成立時及び契約終了後の加盟店情報の利用)

1. 当社が加盟を承認しない場合であつても加盟申込をした事実は、承認をしない理由の如何を問わず、第38条(加盟店情報の収集および利用等)に定める目的(ただし、同条第1項(2)②に定める営業案内を除く)および第36条(加盟店情報交換制度について)の定めに基づき一定期間利用されるが、それ以外に利用されることはない。
2. 当社は、本契約終了後も第38条(加盟店情報の収集および利用等)に定める目的(ただし、同条第1項(2)②に定める営業案内を除く)および開示請求等に必要範囲で、法令等または当社所定の期間加盟店情報を保有し利用する。

第39条(カード番号等の取引情報保護)

1. 加盟店は、本契約に基づいて知り得たカード番号等その他のカードおよび会員に付帯する情報並びに加盟店手数料率を含む当社の営業上の機密(以下、「取引情報」という)を第三者に漏洩、滅失または毀損してはならず、これらを防止するために、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。また、加盟店は、取引情報を信用販売を行う目的以外に利用してはならず、利用目的が終了次第速やかに加盟店の責任のもとに当該取引情報を破棄または消去等する。
2. 加盟店は、取引情報が第三者に漏洩、滅失または毀損することがないように、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとる。
3. 加盟店の責に帰すべき事由によって発生した取引情報に関する漏洩事故、紛失事故等により、当社会員、提携会社、提携ブランド、提携ブランド会社またはその他の第三者に損害が発生した場合には、加盟店は当該損害につき賠償する義務を負う。なお、当該損害の範囲には次の各号に掲げる事項が含まれ、かつ、これに限定されない。
(1) カードの再発行に関わる費用
(2) 不正利用のモニタリングや会員対応等の業務運営に関わる費用
(3) カードの不正利用による損害
(4) 当該事故の損害賠償、罰金として、提携会社、提携ブランド、提携ブランド会社等、またはその他第三者から当社が請求を受けた費用
(5) (1)～(4)の解決に要した弁護士費用等の間接的な費取引情報が漏洩、紛失等した場合、またはそのおそれがあると認められる場合、加盟店は直ちに当社に連絡するものとし、当社が当該連絡に基づき実施する調査に応じること、及び当社が信用販売の停止等の措置を講じることを了承するものとします。
4. 加盟店は、取引情報が漏洩、紛失等した場合は、再発防止のために必要な措置を講ずるものとし、当社に当該再発防止策について通知するものとします。なお、加盟店は、当該再発防止策に対し当社から指導を受けた場合は、これに従うものとします。
5. 第1項ないし第6項の規定は、本契約終了後においても効力を有するものとします。

第40条(カード番号等の適切な管理)

1. 加盟店は、第41条(カード番号等の取引情報保護)に基づくカード番号等の適切な管理にあたっては、割賦販売法に定める基準に従い、また、クレジットカード・セキュリティガイドラインに定められた措置(以下、「番号等管理措置」という)を講じて、これを行う。
2. 当社は、技術の発展、社会環境の変化その他の事由により、第1項に基づき加盟店が講じる番号等管理措置がクレジットカード・セキュリティガイドラインに掲げられた措置に該当しないおそれがあるとき、その他カード番号等の漏洩、滅失または毀損の防止のために特に必要があるときには、その必要に応じて当該措置の変更を求めることができ、加盟店はこれに応じる。

第41条(業務の委託)

1. 加盟店は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を第三者に委託できないものとします。
2. 前項にかかわらず、当社が事前に承認した場合には、加盟店は第三者に業務委託を行うことができるものとします。
3. 前項により当社が業務委託を承認した場合においても、加盟店は本規約に定めるすべての義務および責任について免れないものとします。また、業務委託した第三者(以下「業務代行者」という)が業務委託に関連して、当社または他の第三者に損害を与えた場合、加盟店は業務代行者と連帯して当社または他の第三者の損害を賠償するものとします。

4. 加盟店は、業務代行者を変更する場合は、事前に当社に申し出、当社の承認を得るものとします。
5. 当社は、本規約に基づいて行う業務の全部または一部を、加盟店の承認を得ることなく第三者に委託することができるものとします。

第 42 条(事故時の対応)

1. 加盟店または業務代行者の保有するカード番号等が、漏洩、滅失若しくは毀損またはそのおそれが生じた場合には、加盟店は、自らの負担で遅滞なく次の各号に掲げる措置を採らなければならない。
 - (1) 漏洩、滅失または毀損の有無を調査すること
 - (2) 第 1 号の調査の結果、漏洩、滅失または毀損が確認されたときには、その発生期間、影響範囲(漏洩、滅失または毀損の対象となったカード番号等の特定を含む)その他の事実関係および発生原因を調査すること。なお、当社が必要と認める場合には、当社は事故の原因究明を調査する会社等を選定できる。
 - (3) 上記の調査結果を踏まえ、二次被害および再発の防止のために必要かつ適切な内容の計画を策定し実行すること。
 - (4) 漏洩、滅失または毀損の事実および二次被害防止のための対応について必要に応じて公表または影響を受ける会員に対してその旨を通知すること。ただし、当社の事前の承諾を得る。
2. 第1項柱書の場合であって、漏洩、滅失または毀損の対象となるカード番号等の範囲が拡大するおそれがあるときには、加盟店は、直ちにカード番号等その他これに関連する情報の隔離その他の被害拡大を防止するために必要な措置を講じなければならない。
3. 加盟店は、第1項柱書の場合には、直ちにその旨を当社に対して報告すると共に、遅滞なく、第1項各号の事項につき、次の各号に掲げる事項を報告しなければならない。
 - (1) 第1項第1号および第2号の調査の実施に先立ち、その時期および方法
 - (2) 第1項第1号および第2号の調査につき、その途中経過および結果
 - (3) 第1項第3号に関し、計画の内容並びにその策定および実施のスケジュール
 - (4) 第1項第4号に関し、公表または通知の時期、方法、範囲および内容
 - (5) 前各号のほかこれらに関連する事項であって当社が求める事項
4. 加盟店または業務代行者の保有するカード番号等が漏洩、滅失または毀損した場合であって、加盟店が遅滞なく第1項第4号の措置を採らないときには、当社は、事前に加盟店の同意を得ることなく、自らその事実を公表または漏洩、滅失または毀損したカード番号等に係る会員に対して通知することができる。
5. 加盟店は、第1項柱書の場合には、当社が信用販売の停止等の措置を講じることを了承する。

第 43 条(当社による調査)

1. 次の各号のいずれかの事由がある場合には、当社は、自らまたは当社が適当と認めて選定した者により、加盟店に対して当該事由に対応して必要な範囲で調査を行うことができ、加盟店はこれに応じる。
 - (1) 加盟店または業務代行者においてカード番号等が漏洩、滅失若しくは毀損またはそのおそれが生じたとき
 - (2) 加盟店が行った信用販売について不正利用が行われたまたはそのおそれがあるとき
 - (3) 加盟店が第4条(加盟店)、第5条(取扱商品等)、第10条(信用販売の方法)、第13条(不正利用等発生時の対応)、第41条(カード番号等の取引情報保護)、第44条(事故時の対応)または第46条(是正改善計画の策定と実施)のいずれかに違反しているおそれがあるとき
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、当社が割賦販売法に基づき加盟店に対する調査を実施する必要があると認めたとき
2. 第1項の調査は、その必要に応じて次の各号に掲げる方法によって行うことができる。
 - (1) 必要な事項の文書または口頭による報告を受ける方法
 - (2) カード番号等の適切な管理または不正利用の防止のための措置に関する加盟店の書類その他の物件の提出または提示を受ける方法
 - (3) 加盟店若しくは業務代行者またはその役員若しくは従業員に対して質問し説明を受ける方法
 - (4) 加盟店または業務代行者においてカード番号等の取扱いに係る業務を行う施設または設備に立ち入り、カード番号等の取扱いに係る業務について調査する方法
3. 第2項第4号の調査には、電子計算機、ネットワーク機器その他カード番号等をデジタルデータとして取り扱う機器を対象とした記録の復元、収集、または解析等を内容とする調査(デジタルフォレンジック調査)が含まれる。
4. 当社は、第1項の調査を実施するために必要となる費用であって、当該調査を行ったことによって新たに発生したものを加盟店に対して請求することができる。
5. 前各項の定めにかかわらず、当社は、加盟店に対し、当社所定の頻度において、カード番号等の適切な管理または不正利用防止に支障を及ぼすおそれの有無に関する事項を調査ことができ、加盟店はこれに応じる。
6. 当社は、本条に基づく調査の結果その他の方法により知った事項からみて、加盟店が講じる番号等管理措置、第28条(業務の委託)に基づく委託先管理措置または不正利用防止措置がそれぞれ第27条(カード番号等の適切な管理)、第28条または第7条(信用販売の方法)第2項に適合せずまたは適合しないおそれがあると認めるときは、加盟店に対し、指導、本契約の解除その他の必要な措置を講じることができる。

第 44 条(是正改善計画の策定と実施)

1. 次の各号のいずれかの事由に該当する場合には、当社は、加盟店に対し、期間を定めて当該事案の是正および改善のために必要な計画の策定と実施を求めることができ、加盟店は、自らの負担でこれに応じる。
 - (1) 加盟店が第43条(業務の委託)若しくは第42条(カード番号等の適切な管理)の義務を履行せず、または業務代行者が第42条第7項第2号若しくは同条同項第3号により課せられた義務に違反し、またはそれらのおそれがあるとき
 - (2) 加盟店または業務代行者の保有するカード番号等が、漏洩、滅失若しくは毀損またはそのおそれがある場合であって、第44条(事故時の対応)第1項第3号の義務を相当期間内に履行しないとき
 - (3) 加盟店が第10条(信用販売の方法)に違反しまたはそのおそれがあるとき
 - (4) 加盟店が行った信用販売について不正利用が行われた場合であって、第13条(不正利用等発生時の対応)の義務を相当期間内に履行しないとき
 - (5) 前各号に掲げる場合のほか、加盟店の信用販売に関する苦情の発生の状況その他の事情に照らし、割賦販売法に基づき、当社に対し、加盟店についてその是正改善を図るために必要な措置を講じることが義務付けられるとき
2. 当社は、第1項の規定により計画の策定と実施を求めた場合において、加盟店が当該計画を策定若しくは実施せず、またはその策定した計画の内容が当該計画を策定する原因となった事案の是正若しくは改善のために十分ではないと認めるときには、加盟店と協議の上、是正および改善のために必要かつ適切と認められる事項(実施すべき時期を含む)を提示し、その実施を求めることができ、加盟店はこれに応じる。

第 45 条(相殺)

加盟店が当社に対し債務がある場合には、当社は加盟店に支払うべき売上債権をもってこれを相殺することができるものとします。

第 46 条(反社会勢力との取引)

1. 加盟店は、加盟店および加盟店の親会社・子会社等の関係会社並びにこれらの役員・従業員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、総称して「暴力団員等」という)に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないこと、かつ、将来にわたってもこれらに該当しないことを表明し、確約する。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの積極的な協力若しくは関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
 - (6) その他前各号に準ずる関係を有すること
2. 加盟店は、加盟店および加盟店の親会社・子会社等の関係会社並びにこれらの役員・従業員が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 加盟店が第1項または第2項に違反している疑いがあると当社が認めた場合は、当社は、次の各号に掲げる措置を講じることができる。
 - (1) 本契約に基づく取引を一時的に停止すること。なお、この場合、加盟店は、当社が取引再開を認めるまでの間、信用販売を行うことができない。
 - (2) 売上債権の全部または一部の支払いを保留すること。なお、この場合、当社は、加盟店に対して遅延損害金を支払う義務を負わない。
4. 加盟店が第1項または第2項に違反している場合、またはその疑いがあると当社が認めた場合は、当社は、無催告で、直ちに、本契約を解除することができる。
5. 第4項により本契約が解除された場合、加盟店は、当然に期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うとともに、当社に生じた損害を全て賠償する。
6. 第3項または第4項の適用により、加盟店に損害が生じた場合であっても、加盟店は、当社に対して当該損害の賠償を請求することはできない。

第 47 条(損害賠償責任等)

1. 加盟店が本契約または提携ブランドが定める規則に定める義務を履行しなかったことにより、当社ならびに会員および提携ブランド等の第三者に損害(弁護士費用等を含むが、これらに限られない。以下同じ。)が生じた場合、加盟店は当社ならびに当該第三者に対して、その損害を賠償する。
2. 加盟店が本契約または提携ブランドが定める規則に定める義務を履行しなかったことにより、当社が会員および提携ブランド会社等の第三者から損害賠償請求を受けた場合、加盟店は当社に対して、当該請求に関する損害を賠償する。
3. 加盟店が本契約または提携ブランドが定める規則に定める義務を履行しなかったことにより、当社が提携ブランドから違約金および制裁金を課された場合、加盟店は当社に対して、当該違約金および制裁金等と同額を支払う。なお、提携ブランドから課される違約金および制裁金等は米ドル建てで計算され、当社から加盟店への請求額は、提携ブランドが当社へ請求した日の日本銀行が公表する為替レートに基づき、日本円に換算された金額とする。

第 48 条(本規約に定めのない事項)

本規約に定めのない事項については、加盟店は、当社が別途定める取扱規則等に従うものとします。

第 59 条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、すべて日本国法が適用されるものとします。

第 50 条(合意管轄裁判所)

加盟店と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とするものとします。

2026 年 4 月 1 日 改定

2026 年 6 月 18 日修正